

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 資本金1円でも株式会社の設立が可能に？

Q : 資本金1円からでも株式会社を設立できるようになるらしいと聞いたのですが、本当ですか。

A : まだ決まったわけではありませんが、経済産業省の法案で、一定の要件を満たした創業者については、設立から5年間は最低資本金についての定めを適用しないとしています。この法案が成立すれば、理論上は資本金1円でも株式会社の設立が可能になります。

【解説】

このほど経済産業省では、新事業にチャレンジする中小事業者を支援するため、「中小企業挑戦支援法案」をとりまとめました。

これによると、次のような要件を満たす創業者については、設立後5年間は、最低資本金（株式会社は1千万円、有限会社は300万円）の規定を適用しないとしています。

- ① 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始すること
- ② 2ヶ月以内に創業する具体的な計画を有すること
- ③ 上記に該当することにつき、経済産業大臣に確認の申請書を提出して、確認を受けること（窓口は市町村になります）
- ④ その確認から2ヶ月以内に会社を設立すること

なお、この規定によって会社を設立した場合であっても、5年経過後には最低資本金をクリアしなければならないようですから、注意が必要です。

